

				富 谷 市 水 道 事 業							設 計 者	検 査 者	
市 長		副 管 理 者		財 政 課 長		主 管 課 長		課 長 補 佐		担 当			
<p style="text-align: center;">線 富谷市 上下水道課 指定場所 筋</p>													
令和 8 年度 水道メーター購入 (バーター方式)										仕 様 書			
					起 工 事 由								
					施 工 方 法 其 他								
富谷市水道事業													
メーター購入 (バーター方式)													
接線流羽根車式直読式水道メーター		単箱型 (ショート)		1 3 mm		8 個							
接線流羽根車式直読式水道メーター		単箱型 (ロング)		1 3 mm		5 9 8 個							
接線流羽根車式直読式水道メーター		単箱型・複箱型		2 0 mm		2, 0 1 9 個							
接線流羽根車式電子式水道メーター		単箱型・複箱型		2 0 mm		3 個							
接線流羽根車式直読式水道メーター		単箱型・複箱型		2 5 mm		1 8 個							
接線流羽根車式電子式水道メーター		複箱型		2 5 mm		1 個							
接線流羽根車式直読式水道メーター		複箱型		3 0 mm		7 個							
軸流羽根式乾式直読式水道メーター		たて型ウォルトマン型		ネジ接続式		4 0 mm		7 個					
軸流羽根式乾式電子式水道メーター		たて型ウォルトマン型		ネジ接続式		4 0 mm		3 個					
軸流羽根式乾式電子式水道メーター		たて型ウォルトマン型		ネジ接続式		5 0 mm		2 個					
軸流羽根式乾式電子式水道メーター		たて型ウォルトマン型		フランジ接続式		5 0 mm		4 個					
軸流羽根式乾式電子式水道メーター		たて型ウォルトマン型		フランジ接続式		7 5 mm		2 個					
											2, 6 7 2 個		

令和8年度 水道メーター購入（バーター方式）仕様書

税抜

品名	形式	口径	購入想定個数	見積価格	計	消費税相当額	合計
接線流羽根車式直読式水道メーター	単箱型（シヨート）	13mm	8				
接線流羽根車式直読式水道メーター	単箱型（ロング）	13mm	598				
接線流羽根車式直読式水道メーター	単箱型・複箱型	20mm	2,019				
接線流羽根車式電子式水道メーター	単箱型・複箱型	20mm	3				
接線流羽根車式直読式水道メーター	単箱型・複箱型	25mm	18				
接線流羽根車式電子式水道メーター	単箱型・複箱型	25mm	1				
接線流羽根車式直読式水道メーター	複箱型	30mm	7				
接線流羽根車式電子式水道メーター	複箱型	30mm	0				
軸流羽根式乾式直読式水道メーター	たて型ウルト型 衞'接続式	40mm	7				
軸流羽根式乾式電子式水道メーター	たて型ウルト型 衞'接続式	40mm	3				
軸流羽根式乾式直読式水道メーター	たて型ウルト型 衞'接続式	50mm	0				
軸流羽根式乾式電子式水道メーター	たて型ウルト型 衞'接続式	50mm	2				
軸流羽根式乾式電子式水道メーター	たて型ウルト型 フラジ'接続式	50mm	4				
軸流羽根式乾式電子式水道メーター	たて型ウルト型 フラジ'接続式	75mm	2				
軸流羽根式乾式電子式水道メーター	たて型ウルト型 フラジ'接続式	100mm	0				
	合計		2,672				

令和8年度
水道メーター購入（バーター方式）

特記仕様書

富谷市水道事業

1. 目的

この仕様書は、富谷市水道事業が購入する 令和 8 年度 水道メーター購入（バーター方式）に適用する。

2. 適用法令及び適用規格

納入者が製造し納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法令及び適用規格等による。

1) 計量法関係

- ①計量法(平成 4 年法律第 51 号(改正令和 4 年 6 月 17 日))
- ②計量法施行令(平成 5 年政令第 329 号)
- ③計量法施行規則(平成 5 年通商産業省令 69 号)
- ④特定計量器検定検査規則(平成 5 年通商産業省令第 70 号(改正令和 4 年 4 月 1 日))
- ⑤特定製造事業者の指定等に関する省令(平成 5 年通商産業省令第 77 号)

2) 水道法関係

- ①水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- ②水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)
- ③水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 14 号)

3) 日本工業規格及びその引用規格(最新版を引用する。)

- ①JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第 1 部:一般仕様
- ②JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第 2 部:取引又は証明用
- ③JIS B7554 電磁流量計

4) その他関連する法令等

3. 用語の定義

1) この仕様書で用いる用語の定義は、以下に定める規格及びその引用規格

- ①JIS Z8103 計測用語
- ②JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第 1 部:一般仕様
- ③JIS B8570-2 水道メーター及び温水メーター第 2 部:取引又は証明用
- ④JIS B7554 電磁流量計

2) メーターの購入は、新品購入、下取り付新品購入がある。

- ①新品購入とは、上・下ケースを含むすべての部品に新品を使用して製造したメーターを購入することをいう。
- ②下取り付新品購入(通称:バーター)とは、新品購入代金から当水道事業が引渡すメーターを下取り評価の上精算し購入することをいう。

4. 検定の時期

購入する水道メーターは、計量法による検定合格後 1 ヶ月以内のものとする。

5. 検定証印等

水道メーターは、計量法第 7 2 条第 1 項に規定する検定証印が付されたもの、または同法第 9 6 条第 1 項に規定する基準適合証印(指定製造業者の指定に関する省令第 8 条第 4 項の規定によるシールも可とする)が付されたものとする。

6. メーターの構造

①乾式とする。

表示部は、乾式直読（アナログ・デジタル併用式）及び外部出力付メーターとする。

13・20・25 mmの乾式直読式は、蓋又は表示部が回転するタイプも含むものとする。

②計測部は、口径により以下に区分する。

品名	形式	口径	購入予定数量
接線流羽根車式直読式水道メーター	単箱型（ショート）	13mm	8
接線流羽根車式直読式水道メーター	単箱型（ロング）	13mm	598
接線流羽根車式直読式水道メーター	単箱型・複箱型	20mm	2,019
接線流羽根車式電子式水道メーター	複箱型	20mm	3
接線流羽根車式直読式水道メーター	単箱型・複箱型	25mm	18
接線流羽根車式電子式水道メーター	複箱型	25mm	1
接線流羽根車式直読式水道メーター	複箱型	30mm	7
接線流羽根車式電子式水道メーター	複箱型	30mm	0
軸流羽根車式乾式直読式水道メーター	たて型ウォルマン型 ネジ接続式	40mm	7
軸流羽根車式乾式電子式水道メーター	たて型ウォルマン型 ネジ接続式	40mm	3
軸流羽根車式乾式直読式水道メーター	たて型ウォルマン型 ネジ接続式	50mm	0
軸流羽根車式乾式電子式水道メーター	たて型ウォルマン型 ネジ接続式	50mm	2
軸流羽根車式乾式電子式水道メーター	たて型ウォルマン型 フランジ接続式	50mm	4
軸流羽根車式乾式電子式水道メーター	たて型ウォルマン型 フランジ接続式	75mm	2
軸流羽根車式乾式電子式水道メーター	たて型ウォルマン型 フランジ接続式	100mm	0

合計 2,672個

③接線流羽根車式

メーターケースから連なる1個のノズル（単箱型）或いは、内部に設けた複数のノズル（複箱型）により接線上に流入する噴射水流によって羽根車を回転させ、この羽根車の回転を積算表示機構に伝達する構造。

④たて型軸流羽根車式

メーターケースの内部に設けた計量室にリードをもった羽根車を垂直に取り付け、その羽根車に水流を下方から当てて回転させ、この羽根車の回転を積算指示機構に伝達する構造。

⑤外部出力付メーター

上記の計測部の構造を持ったメーターの外部出力信号は、8bit 電文信号プラス単位パルス信号（信号：電子式メーター）とする。

口径	定格最大流量	計量範囲	流量値 (m ³ /h)				全長 (mm)	本体 (mm)	材質
	Q3 (m ³ /h)		Q3/Q1=R	Q1	Q2	Q3			
13	2.5	100	0.025	0.04	2.5	3.13	165		鉛71-銅合金
20	4	100	0.04	0.064	4	5	190		鉛71-銅合金
25	6.3	100	0.063	0.101	6.3	7.875	225		鉛71-銅合金
30	10	100	0.1	0.16	10	12.5	230		鉛71-銅合金
40	16	100	0.16	0.256	16	20	245		鉛71-銅合金
50 (ネジ)	16	100	0.16	0.256	16	20	245		
50	40	100	0.4	0.64	40	50	560	245	
75	63	100	0.63	1.008	63	78.75	630	300	
100	100	100	1	1.6	100	125	750	350	

※R=100とする。

7. 材質

- ①水道メーター各部に使用する部品は、良質で無害な材質を用いるものとし、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（令和2年3月25日厚生労働省令第38号）の浸出基準に適合するものを使用する。また、飲料水用メーターの浸出性能基準（JIS B 8570-1：2013 附属書E）にもよる。鉛浸出基準は0.01mg/l以下である。
- ②口径13mmから40mmまでのメーターケースの材質は、鉛レス銅合（鉛含有量0.25wt%以下）とし、次によるものとする。
- 水道メーターの材質記号は次表のとおりとし、水道メーターの見やすい位置に鋳出または刻印による表示とする。

鉛レス銅合金	部品材料表	材質記号
JIS H5120 ビスマス青銅鋳物1種,2種	CAC901,902	B
JIS H5120 ビスマスレシ青銅鋳物1種	CAC911	B
JIS H5120 シルズン青銅鋳物4種	CAC804	E

※鉛レス銅合金は、耐食性、耐久性及び機械的性質において、JIS H5120 CAC406と同様の性能を有する材質であれば可とする。

- ③口径50mmから100mmまでのメーターケース（補足管含む）の材質は、はダクタイル鋳鉄製（エポキシ樹脂粉体塗装を施す）又は、ステンレス製とする。

8. 外観・表面処理

50mm以上のダクタイル鋳鉄製を除き、無塗装とする。但し、酸化防止の処理を施すこと。

9. メーター主要寸法

下表の通りとする。

単位：mm

口径	13S	13L	20	25	30	40	50	
全長	100	165	190	225	230	245	245	
取付ネジ部	外径	26.4	26.4	33.2	41.9	47.8	59.6	75.2
	山数	14	14	11	11	11	11	11

口径	50	75	100
全長（メーター本体）	560（245）	630（300）	750（350）
取付フランジ	上水道規格		

10. 付属品

- 1) 伝送線（出力線）規格及び長さ
 - ①規格：3芯又は4芯
ビニールキャップタイヤコード（VCTF又は、VCTF相当品）
 - ②長さ：20m
- 2) 専用個別受信機
表示部は、機械表示式又は液晶表示式とする。
- 3) 50mm以上のたて型軸流羽根車式メーターには、収縮補足管をつけること。

11. 納入仕様

- ①蓋の色は2026年の色はJWMM00-A09（A95-60P）、2027年の色はJWMM00-A07（A95-30H）を指定色とする。（年色）
※色番号は日本水道メーター工業会の色番号を示す。〔（ ）内は日本塗装工業会の色番号〕
- ②メーター接続用のユニオンパッキン及びフランジパッキンは、材質を合成ゴム（NBR）とし、JISK6353 水道用ゴムⅢ種 硬度（HS）80相当とする。
1台当り2枚納入とする。口径13mmから40mmまでのメーターにはパッキンを輪ゴム等で取付けて納入すること。
- ③口径50mm以上フランジ式に付属するボルト・ナットは、ステンレス製（焼付防止

処理品)とする。※必要本数

- ④水道メーター番号については別に指示するものとする。
- ⑤水道メーターの番号は、誤読または難読のおそれがないよう上ケース上面および蓋表面番号座に別途指示する番号を明確に打刻もしくは記入する。
- ⑥下ケースには口径・铸造年・材質記号・製造業者の名称又は登録商標・流れの方向を表記する。
- ⑦バーター方式での新品購入とする。
- ⑧電子式水道メーターについては、受信器を含めた額とすること。
- ⑨鉛レスの合金を素材としたメーターとする。
- ⑩R=100とする。
- ⑪50mm以上のたて型軸流羽根車式メーターには、収縮補足管をつけること。

1.2. その他

- ①納品は受注後4週間以内に富谷市上下水道課が指定する場所に納品すること。
- ②水道メーターの両端部は、ネジの保護、塵埃その他の進入防止のため合成樹脂製のキャップ等を付けること。また、運搬および納入時は取扱いおよび防護について十分留意し、水道メーターの外観および機能を損なわないような措置を講じること。水道メーターに発生したトラブルの原因解明に協力すること。
- ③プラスチック製（PP）ケース（水抜き用の穴があいているもの）での納品。納入者は納入の際、当町指定の収納個数に従ってプラスチックケースを使用し納品する。

口径(mm)	13	20	25	30	40
収納個数	15個入	10個入	8個入	6個入	6個入

上記プラスチックケースには、製造業者名、口径、ケース番号、メーター番号（最小から最大番号）、検満年月を明記すること。

- ④契約履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。
- ⑤この仕様書に定めのない事項については、当水道事業と納入者で協議の上決定する。

1.3. 瑕疵担保

検査有効期限満了内に水道メーターの異常が疑われた場合、その原因を調査・報告するとともに、迅速に対策を施すこと。